

## 騒音規制法・振動規制法 届出関係Q&A（福岡市）

1 騒音規制法・振動規制法 共通	
Q1-1	騒音・振動の規制地域を知りたい。規制区分のわかる地図はどこで閲覧できるのか
Q1-2	規制の対象となる工場・事業場（特定工場等）が2つの規制区域（例：第2種区域と第3種区域等）にまたがる場合、どのように取り扱うのか。
Q1-3	発電機を工場・事業場に設置する予定があるが、騒音や振動の届出は必要か。
Q1-4	印刷機械（原動機を用いる。）を新たに設置するので騒音規制法と振動規制法の届出を準備しているが、配置図や周辺の見取り図といった添付書類はどちらか一方の届出で添付を省略してよいか。
Q1-5	特定施設の数の変更が生じた場合、騒音規制法と振動規制法では取扱いに違いがあるのか。
Q1-6	冷凍機に組み込まれた圧縮機は特定施設に該当するか。
2-1 騒音規制法（特定施設）、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例（特定施設）	
Q2-1-1	既に騒音規制法に基づく特定施設設置届出を行っているが、新たに県条例の対象となる施設を設置する場合、県条例に基づく届出は必要か。
Q2-1-2	特定施設等で2つ以上の原動機を備えている場合、下記のような場合は届け出が必要か。 例1：定格出力が5.5kWの原動機を3台備えた空気圧縮機を設置する場合 例2：20kWと10kWの定格出力の原動機を1台ずつ備えた圧延機械を設置する場合 例3：定格出力が5.5kWの原動機を備えたクーリングタワーを2台設置する場合
Q2-1-3	非常用排煙機は通常稼働しないので特定施設と考えなくてよいか。
Q2-1-4	空調機に組み込まれた送風機は特定施設に該当するか。
2-2 騒音規制法（特定建設作業）	
Q2-2-1	電動ピックハンマ付のさく岩機は特定建設作業に含まれるか。
3 振動規制法	
Q3-1	コンクリートプラントは特定施設ではないので届出は不要か。

Q1-1 騒音・振動の規制地域を知りたい。規制区分のわかる地図はどこで閲覧できるのか。

A1-1 騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図は、全体図（索引図）をホームページに掲載しています。詳細な地図（閲覧図）は、環境保全課の窓口で閲覧できるほか、メールで提供することも可能です。ただし容量が大きいため、必要な閲覧図の番号をあらかじめ索引図で確認の上、閲覧図の番号をメールにてご連絡ください。

Q1-2 規制の対象となる工場・事業場（特定工場等）が2つの規制区域（例：第2種区域と第3種区域等）にまたがる場合、どのように取り扱うのか。

A1-2 第2種側、第3種側の敷地境界において、それぞれの基準が適用されます。

Q1-3 発電機を工場・事業場に設置する予定があるが、騒音や振動の届出は必要か。

A1-3 発電機は、騒音規制法、振動規制法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例における特定施設ではありませんので、これら法令に基づく届出の必要はありません。

Q1-4 印刷機械（原動機を用いる。）を新たに設置するので騒音規制法と振動規制法の届出を準備しているが、両方の届出書に図面等の添付が必要か。

A1-4 振動規制法及び騒音規制法に基づく特定施設設置届出書を同時に提出する場合で添付する図面等の書類が同一の場合は、届出書にその旨を記述したうえ省略できます。

Q1-5 特定施設の数の変更が生じた場合、騒音規制法と振動規制法では取扱いに違いがあるのか。

A1-5 数の変更が生じてでも変更届を要しない場合が、騒音規制法と振動規制法で異なっています。

騒音規制法では、「特定施設の種類の数と減少する場合」及び「直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合」について変更の届出を要しないとされているのに対し、振動規制法においては既に届出されている「特定施設の種類の数と増加しない場合」に限られています。（騒音規制法施行規則第6条第3項、振動規制法施行規則第6条第2項第1号）

騒音規制法では届出が不要とされる場合でも、振動規制法では届出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

Q1-6 冷凍機に組み込まれた圧縮機は特定施設に該当するか。

A1-6 空調機器は「冷凍機」に含まれるので、特定施設ではありません。

なお、冷凍機とは、総務省発行の「日本標準商品分類」を参照ください。

Q2-1-1 既に騒音規制法に基づく特定施設設置届出を行っているが、新たに県条例の対象となる施設を設置する場合、県条例に基づく届出は必要か。

A2-1-1 既に騒音規制法で規定する特定施設を設置している場合、新たに県条例対象の騒音発生施設を設置する場合であっても県条例に基づく騒音発生施設設置の届出は必要ありません。この工場から出る全ての騒音に対し、騒音規制法に基づく規制がかかっています。

Q2-1-2 特定施設等で2つ以上の原動機を備えている場合、下記のような場合は届出が必要か。

例1：定格出力が5.5kWの原動機を3台備えた空気圧縮機を設置する場合

例2：20kWと10kWの定格出力の原動機を1台ずつ備えた圧延機械を設置する場合

例3：定格出力が5.5kWの原動機を備えたクーリングタワーを2台設置する場合

A2-1-2 下記のとおりです。

例1：騒音規制法で規定する空気圧縮機は、原動機1台当たりの定格出力が7.5kW以上のものに限るため、例示のような空気圧縮機は特定施設に該当せず届出は不要です。

例2：騒音規制法で規定する圧延機械は、原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限るため、例示の圧延機械は原動機の定格出力の合計が30kWとなり、特定施設に該当するため、届出は必要です。

例3：騒音規制法で規定する送風機は、原動機1台当たりの定格出力が7.5kW以上のものに限るため、例示のようなクーリングタワーは特定施設に該当せず届出は不要ですが、県条例では、原動機1台当たりの定格出力が3.75kW以上のものを対象にしており、別に騒音規制法に基づく特定施設を設置していない場合は県条例に基づく騒音発生施設設置の届出が必要です。

Q2-1-3 非常用排煙機は通常稼働しないので特定施設と考えなくてよいか。

A2-1-3 非常用であっても、定格出力が7.5kWであれば特定施設に該当します。

Q2-1-4 空調機に組み込まれた送風機は特定施設に該当するか。

A2-1-4 定格出力が7.5kW以上の送風機は特定施設に該当します。

Q2-2-1 電動ピックハンマ付のさく岩機は特定建設作業に含まれるか。

A2-2-1 特定建設作業に含まれます。

Q3-1 コンクリートプラントは騒音規制法では特定施設だが振動規制法では特定施設ではないので届出は不要か。

A3-1 コンクリートプラント内に圧縮機、ふるい等の特定施設が設置されている場合は届出が必要です。